

第1編 総 則

第1章	総 則	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格及び構成	1
第1	計画の性格及び構成	1
第3節	大仙市防災会議	3
第1	設置	3
第2	組織	3
第3	所掌事務	3
第4節	防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱	4
第1	防災関係機関の責務	4
第2	市民及び事業所の基本的責務(災対法第7条)	4
第3	防災関係機関の処理すべき事務または業務	5
第5節	大仙市の概況	12

第1編 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条及び大仙市防災会議条例（平成17年条例331号）に基づく「大仙市地域防災計画」として大仙市防災会議が策定する計画であり、大仙市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

この計画では、市の地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、秋田県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

第2節 計画の性格及び構成

第1 計画の性格及び構成

1 性格

この計画は、災対法の規定に基づく「大仙市地域防災計画」として策定するもので、大仙市の地域に係る災害対策の根幹となるものであり、災害に関し、市の地域における防災関係機関の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱をその内容としているものである。したがって、この計画は、市における具体的な防災活動計画としての性格をもつものであり、市内の防災活動はすべてこの計画を基本として有機的に運営されるべきものである。

この計画は秋田県の地域防災計画と相互に補完的な関係にあり、その運用にあたっては、両者が密接な関連のもとに運用されるよう留意されなければならない。

なお、他の法令に基づいて作成する「消防計画」・「水防計画」などと十分調整を図るものとする。

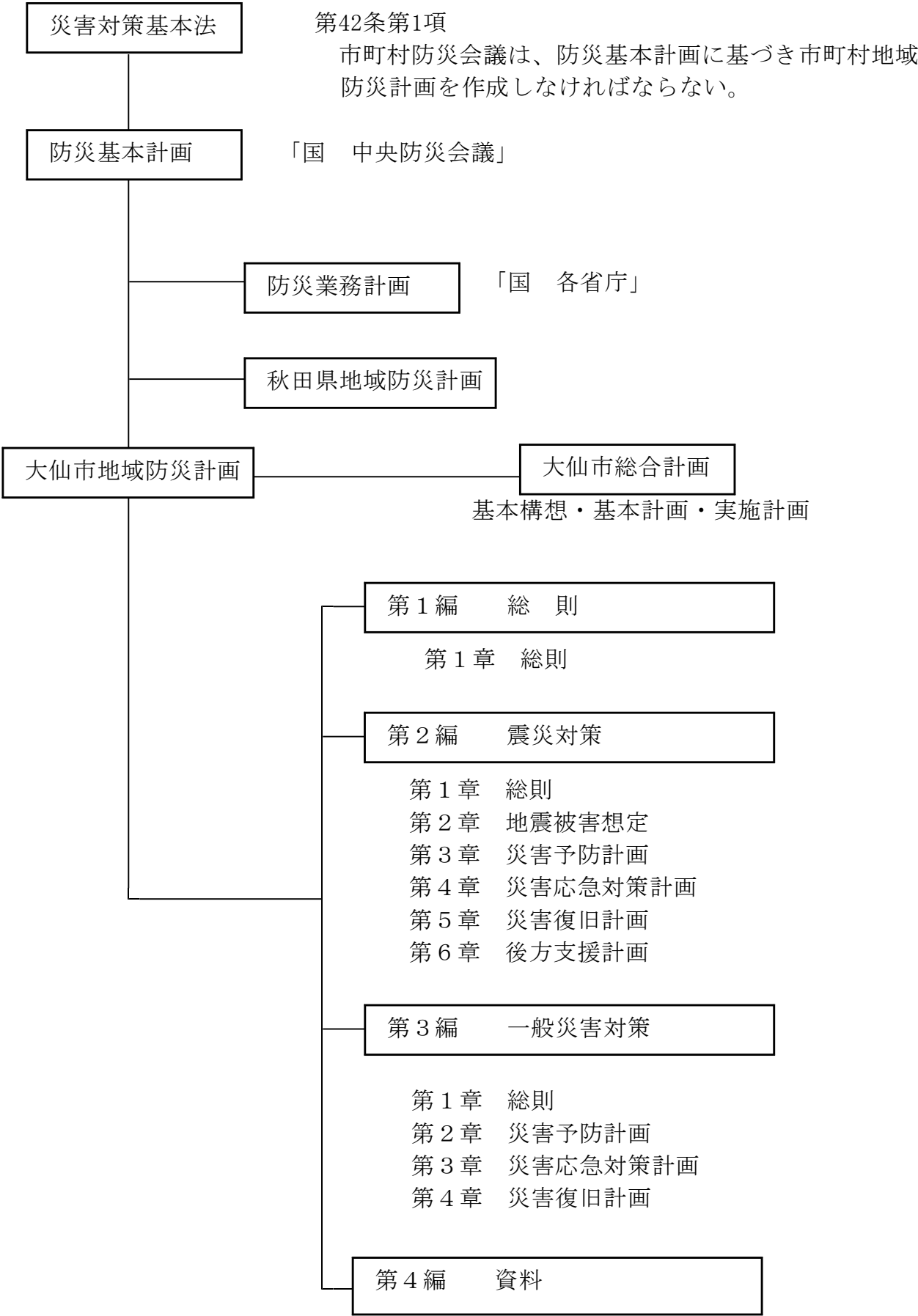
2 構成

「大仙市地域防災計画」は、「総則編」、「震災対策編」、「一般災害対策編」及び「資料編」を合わせた4編で構成する。また、この計画は、大仙市及び防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な実施計画を定め、その推進を図るものとする。さらに、「自分のいのちは自分で守る」自助の精神に基づき、各家庭から防災活動の実践を推進し、隣近所、自治会、地域と共助の運動を展開していくとともに、民間事業者の基本的な役割も定め、大規模災害に対する備えを促すものとする。

3 修正

大仙市地域防災計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。したがって、各機関は、自己の所掌する事項について検討し、毎年3月末日（緊急を要するものはその都度）までに計画修正案を大仙市防災会議（事務局・総務部総合防災課）へ提出するものとする。

地域防災計画の体系図



第3節 大仙市防災会議

第1 設置

大仙市防災会議は、災対法第16条及び大仙市防災会議条例に基づいて設置された機関であり、大仙市の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報を収集し、防災関係各機関相互の連絡調整を目的とする。

第2 組織

防災会議は、会長及び委員をもって組織し、会長は、市長をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 秋田県の知事部局の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部局の職員のうちから指名する者
- (5) 大仙市教育委員会教育長
- (6) 大仙市消防団長
- (7) 大曲仙北広域市町村圏組合消防長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第3 所掌事務

- (1) 大仙市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 市の責務（災対法第5条）

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する責務を有している。

市長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び地域住民が相互に助け合う共助の精神に基づく自主防災組織の充実並びに防災教育の実施を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

2 指定地方行政機関の責務（災対法第3条）

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため相互に協力しなければならない。指定地方行政機関の長は、市の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとらなければならない。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務（災対法第6条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施するとともに、国、県及び市の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について市に対して協力する責務を有している。

4 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（災対法第7条）

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令または地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

第2 市民及び事業所の基本的責務（災対法第7条）

広域的災害や大規模災害に備え、市民や事業所は飲料水、非常用食料、生活必需品等の備蓄等の手段を講ずるとともに、災害発生時には自発的な防災活動を実施するよう努める。

1 市民の果たす役割

市民は、「自らの生命は自ら守る」という防災活動の原点に立って、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために平常時及び災害発生時に次のことを実践する。

平常時から実践する事項	ア 防災に関する知識の修得 イ 地域の危険箇所等の把握と認識 ウ 家屋の耐震性の促進及び家具等の転倒防止対策 エ ブロック塀等の改修 オ 火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置 カ 避難場所及び避難路の確認 キ 飲料水、食料、生活必需品、衣料等の備蓄
-------------	--

平常時から実践する事項	ク 灯油・プロパンガス等の燃料、医療品の備蓄 ケ 各種防災訓練への参加 コ 積雪時における除雪の励行
災害発生時に実践する事項	ア 正確な情報の把握 イ 出火防止措置及び初期消火の実施 ウ 適切な避難の実施 エ 防災ボランティア等応急復旧活動への参加と協力 オ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、難病患者等その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する支援

2 事業所の果たす役割

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食糧の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な協力に努めなければならない。

このため事業所は、平常時及び災害発生時に次のことを実践するものとする。

平常時から実践する事項	ア 防災責任者の育成及び従業員への防災教育 イ 建築物の耐震化の促進 ウ 火を使用する設備、危険物施設等の安全管理 エ 防災訓練の実施 オ 自衛消防隊の結成と防災計画の作成 カ 地域防災活動への参加及び協力 キ 防災用資機材の備蓄と管理 ク 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄 ケ 広告、外装材等の落下防止
災害発生時に実践する事項	ア 正確な情報の把握及び伝達 イ 出火防止措置及び初期消火の実施 ウ 従業員及び利用者等の避難誘導 エ 応急救助・救護 オ 場所の提供等ボランティア活動への支援

第3 防災関係機関の処理すべき事務または業務

災害防止に関し、大仙市、秋田県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務または業務を処理するものとする。

1 大仙市

- (1) 大仙市防災会議及び大仙市災害対策本部等に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備と訓練に関すること。
- (3) 防災に関する調査・研究に関すること。
- (4) 防災事業の推進に関すること。

- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備、流通対策に関すること。
- (6) 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。
- (7) 自主防災組織等の結成、育成、指導に関すること。
- (8) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- (9) 災害の予防、警戒及び防御、被害の拡大防止に関すること。
- (10) 避難の勧告・指示及び誘導に関すること。
- (11) 救助、防疫等り災者の救助、保護に関すること。
- (12) 災害復旧資材の確保に関すること。
- (13) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (14) 被災施設の応急対策に関すること。
- (15) 被災時における保健衛生、文教対策に関すること。
- (16) 災害対策要員の動員に関すること。
- (17) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- (18) 被災施設の復旧に関すること。
- (19) 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- (20) 災害時における給水確保に関すること。
- (21) 県その他の防災関係機関との連絡調整、協力に関すること。
- (22) 消防団との連絡調整に関すること。
- (23) 災害救助法が適用された災害に関し、知事から委任された救助事務または知事の補助者としての当該事務の実施に関すること。
- (24) 他市町村からの被災住民の受け入れに関すること。
- (25) その他市の分掌に係わる防災対策に関すること。

2 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

- (1) 消防力等の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災教育訓練に関すること。
- (4) 災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- (5) 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- (6) 情報系統の統制及び応援協力体制の確立等災害対策に関すること。
- (7) その他消防計画に定める災害対策に関すること。

3 秋田県（県の地方機関含む）

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
秋田県	1 秋田県防災会議及び秋田県災害対策本部等に関すること 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること 3 災害に関する情報の収集伝達及び被害調査・報告に関すること 4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること 5 災害救助法の適用実施に関すること 6 災害時の文教対策及び警備対策に関すること 7 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織の育成、指導に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
秋田県	8 市町村防災業務の指導調整に関する事
仙北地域振興局総務企画部	1 地域災害対策部の庶務に関する事 2 県災害対策本部等との連絡調整に関する事 3 市町村との連絡調整に関する事 4 要望及び陳情に関する事 5 災害広報に関する事 6 庁舎・公舎等の被害調査及び応急対策に関する事 7 救援物資、見舞金等の受付・保管に関する事 8 管内地方機関との連絡調整に関する事 9 その他の事務所に属しない事項に関する事
仙北地域振興局福祉環境部	1 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関する事 2 要援護世帯の罹災者援護に関する事 3 社会福祉施設の災害復旧に関する事 4 医療・救護に関する事 5 防疫・清掃に関する事 6 保健衛生関係の被害調査に関する事
仙北地域振興局農林部	1 農林関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止及び災害応急復旧に関する事
仙北地域振興局建設部	1 土木関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止及び災害応急復旧に関する事
その他の地方機関	1 所管の災害対応業務に関する事
秋田県警察（大仙警察署）	1 災害情報の収集に関する事 2 交通情報の収集と交通規制に関する事 3 警察通信の確保と通信統制に関する事 4 被災者の救出、負傷者の救護に関する事 5 犯罪の予防・取締りに関する事 6 死体の検分及び身元不明死体の身元確認に関する事

4 指定地方行政機関（国の機関）

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北農政局秋田地域センター	1 災害時における主要食糧の需給対策に関する事
東北森林管理局 秋田森林管理署 （大曲森林事務所） （船岡森林事務所）	1 国有林野内の保安林、保安施設及び地すべり防止施設の整備保全等治山に関する事 2 国有林野の林野火災の防止に関する事 3 国有林林道、その他施設の整備保全に関する事 4 災害時における応急復旧用材の供給に関する事

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
仙台管区気象台 (秋田地方気象台)	1 地震情報、津波予報等の発表及び通報に関すること 2 災害発生時における地震、津波観測資料等の提供に関すること
東北総合通信局	1 災害時における電気通信の管理監督に関すること 2 災害時における通信体制の確保に関すること 3 災害時における通信の応急対策に関すること 4 災害時における通信設備の復旧に関すること
秋田労働局 (大曲労働基準監督署)	1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること 2 被災者に対する職業斡旋に関すること
東北地方整備局 (湯沢河川国道事務所) (秋田河川国道事務所)	1 国の直轄土木施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること

5 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊	1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動など災害派遣に関すること

6 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社 (市内集配郵便局)	1 災害時における郵政業務の確保に関すること 2 災害時における為替、貯金、簡易保険等の非常取扱いに関すること 3 災害時における応急融資措置に関すること
N T T 東日本株式会社 (秋田支店)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 災害時における非常通話の運用に関すること 3 津波予報等の伝達に関すること
株式会社N T T ドコモ (東北支社秋田支店)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 災害時における非常通話の運用に関すること
日本赤十字社 (秋田県支部)	1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること 3 義援金品の受付、配分に関すること
東日本高速道路株式会社 (秋田管理事務所)	1 東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること 2 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること 3 湯沢・横手道路の災害防止及び復旧に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本放送協会 (秋田放送局)	1 気象予報、災害情報等の報道に関する事 2 防災知識の普及に関する事 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事
東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社大曲駅) 日本貨物鉄道株式会社 (東北支社秋田支店)	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関する事 と
日本通運株式会社 (秋田支店大曲営業所)	1 災害時における救援物資等の輸送に関する事
東北電力ネットワーク 株式会社 (大曲電力センター)	1 電力施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 2 災害時における電力供給の確保に関する事

7 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人秋田県医師会 (大曲仙北医師会) 一般社団法人秋田県歯科医師会 (大曲仙北歯科医師会) 公益社団法人秋田県看護協会 (大曲仙北支部)	1 災害時における医療救護活動に関する事 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関する事
羽後交通株式会社 (大曲自動車営業所)	1 被災地の人員輸送の確保に関する事 2 災害時の応急輸送対策に関する事
株式会社秋田放送 (県南支局) 秋田テレビ株式会社 (大曲支局) 秋田朝日放送 エフエム秋田	1 気象予報、災害情報等の報道に関する事 2 防災知識の普及に関する事 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事
土地改良区	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関する事 と 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関する事
公益社団法人秋田県トラック協会 (大曲仙北支部)	1 災害対策用物資の輸送に関する事 2 災害時の応急輸送対策に関する事
一般社団法人秋田県L P ガス協会 (大曲仙北支部)	1 ガス供給施設の防災に関する事 2 被災地に対する燃料供給の確保に関する事 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関する事
秋田県厚生農業協同組合連 合会 (大曲厚生医療センタ ー)	1 災害時における収容者の保護対策に関する事 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関する事 3 避難用設備の整備と避難訓練に関する事

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人秋田県薬剤師会（大曲仙北支部）	1 医薬品の調達供給に関すること 2 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
報道機関	1 市民に対する防災知識の普及に関すること 2 災害情報等の報道に関すること
病院等	1 災害時における収容者の保護対策に関すること 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
市内農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、その他の農林漁業関係団体	1 市が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農林漁業者に対する融資斡旋に関すること 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
市内社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること 3 協定による指定福祉避難所の開設、受け入れに関すること
大仙市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること 2 災害ボランティアに関すること 3 災害ボランティアセンターの開設・運営に関すること。
大曲商工会議所 大仙市商工会	1 市が行う商工業関係の被害調査の協力に関すること 2 被災商工業者に対する融資斡旋に関すること 3 災害時における物価安定対策に関すること 4 救助用物資、復旧資器材の調達斡旋に関すること 5 協定に基づく救援物資などの流通備蓄に関すること
市内金融機関	1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること
市内の県立学校及び学校法人	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること 2 教育施設の防火管理並びに災害復旧に関すること 3 被災時における応急教育対策に関すること
危険物取扱所、危険物貯蔵所	1 石油類等危険物の防災管理に関すること 2 災害時における燃料等の供給に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市内建設業協会	1 道路障害物の除去等の協力に関すること 2 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関するこ と 3 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 4 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関す ること
大曲仙北歯科医師会	1 災害時における歯科医療救護活動に関すること 2 遺体の検案処理の協力に関すること
秋田県柔道整復師会大仙支 部	1 災害時における負傷者の応急救護に関すること
文化財管理者	1 文化財の防災及び避難対策に関すること
青年団体・婦人団体	1 会員に対する防災意識の普及に関すること 2 災害時における災害対策本部への協力、支援に関するこ と
集会所等	1 避難用施設の整備と避難訓練に関すること 2 避難者の受入れ体制に関すること

第5節 大仙市の概況

1 位置（地勢）

本市は、県南の内陸部に位置し、東は仙北市や岩手県と、南は横手市・美郷町と、西は秋田市・由利本荘市と、北は秋田市・仙北市と、それぞれ接している。

古くから県南の交通の要衝であり、現在でも秋田新幹線や秋田自動車道等陸路・鉄路の結節点として拠点機能の強化が進んでいるため、県内の八地方の一つである仙北地方の中心として国や県のさまざまな機関が設置されている。

秋田自動車道が整備されたことで、秋田空港へも身近になり、秋田新幹線と併せ首都圏からの一日行動圏に入っており、多彩な交流かつ万が一、日本海側に巨大津波が襲来し秋田県沿岸部が大きな被害を受けた場合に全国の応援部隊等が展開することも可能な立地である。

また、本市は仙北平野の中央部に位置し、東方に奥羽山脈、西方に出羽丘陵が縦走し、その間を流れる雄物川とその支流である玉川に沿った、県内有数の肥沃な穀倉地帯である。

2 山地

本市に接する奥羽山脈、出羽丘陵のうち、500m以上のものは次のとおりである。

奥羽山脈

山地名	標 高
小杉山	1,229 m
薬師岳	1,218 m
大甲	1,108 m
小滝山	1,099 m
中ノ沢岳	1,061 m
風鞍	1,023 m
甲山	1,012 m
扇形山	850 m
黒森山	830 m
大台山	814 m
権現山	722 m
茶臼山	614 m
大森山	577 m

出羽丘陵

山地名	標 高
荒木森	1,063 m
栲森	887 m
奥山	751 m
高又山	671 m
洞峰	571 m

3 川

幹川	支川	小支川	小々支川	小々々川
雄物川	淀川	荒川	宮田又沢川	
			繫川	
		小黒川		
		トッコ川		
		荒木又沢川		
	大沢川			
	芦沢川			

幹川	支川	小支川	小々支川	小々々川
雄物川	土買川	心像川	大滝川	
	栩平川	布又川		
	檜岡川	小出川		
		西の又川		
		湯元川	荒沢川	
	後川			
	玉川	北川		
		斉内川	小滝川	
	万太郎川			
	丸子川	福部内川		
		窪堰川	今泉大台川	
		赤堰川		
		川口川	真昼川	大台川
		矢島川		
		払田川		
	小友川			
	上総川			
	横手川	出川		

4 地質

本市は、次のような地質で形成されている。

平野部は、第4紀更新世の段丘堆積物（礫・砂及び泥）及び、沖積低地堆積物（砂がち堆積物、泥がち堆積物）で形成されている。丘陵部（出羽丘陵地域）は、新第三紀中新世の船川層（凝灰質泥岩、泥岩などの石灰質団塊を伴うもの）、女川層（硬質泥岩、凝灰岩互層）、大森層及び新第三紀鮮新世の姫神安山岩で構成されている。

また、姫神山、神宮寺岳、福伝山、雷電山を構成する姫神火山群（貫入安山岩）がある。

5 地盤

地震による被害と地盤とが深く関係していることは古くから知られており、諸々の

研究が続いている。震害に及ぼす地盤の影響は、二つに大別される。ひとつは、地震動の伝播に与える影響であり、他のひとつは、地盤自身の破壊である。

地震動は震源から遠方へと伝播されていくが、地表付近の未固結な堆積物により、その性質が大幅に変えられる。一般には、硬い堆積物から、軟い堆積物中に入射するときに振幅が大きくなる。また、その周期は、地震動の伝播速度が遅いほど、言い換えれば、地盤が軟弱なほど、さらに、軟弱な地盤が厚ければ厚いほど長くなる。この、振幅が大きくなり、かつ、周期が長くなる、という二つの性格が、特に、木造家屋の被害と深く結びついており、地盤が悪いところでは被害が大きいという一般的な現象となって現われる。

地盤自身の破壊は、地すべりや斜面崩壊、並びに、地盤の液状化現象となって現われる。地すべりや斜面崩壊は、しばしば人命の被害を伴うことが多い。最近の地震、特に山間部が被害を受けた新潟地震で発生した死者はほとんど斜面の崩壊によるものである。また、大規模な地すべりは、谷をせき止め、湖を出現させたり、その後、そのせき止めが切れて、下流部に大出水をもたらしたりすることもしばしば報告されている。地盤の液状化現象は1964年の新潟地震以来、注目されている。液状化現象には、噴砂・噴泥や噴水を伴うことが多く、本市では、2011年東日本大震災において大型量販店の駐車場などに液状化による被害が出ている。

本市の所在する横手盆地は、主に、砂礫質な堆積物からなり、地盤条件としては、比較的良好な地域である。しかし、盆地西縁部では、氾濫源の性質を示し、細粒な堆積物が分布する地域もある。海成の厚い柔軟な粘土層が分布する地域とは性質を異にする軟弱地盤地域が存在すると思われる。

1896年（明治29年）の陸羽地震では、千屋断層等が出現し、横手盆地内で著しい被害を出しており、1914年（大正3年）の秋田仙北（強首）地震でも、市内西部に集中的な被害を受けた身近な歴史がある。

6 活断層

活断層とは、一般に地質年代の区切りである第4紀（約200万年前から現在まで）において、繰り返し活動し、将来も活動が想定される断層のことをいう。

また、活断層の中でも、歴史上に記録されている大地震に伴って地表に現れた断層を地震断層という。例えば、野島断層（1995年阪神淡路大震災）、根尾谷断層（1891年濃尾地震）、秋田県内においては千屋断層（1896年陸羽地震）の際に地表に現れた断層が地震断層に当たる。活断層は、陸地と海底にあり、海底の活断層が大きく動いた場合は大地震・津波が発生する。

また、陸地の活断層による地震は地面の真下（内陸直下型地震）で発生することにより、地震の規模が小さい場合でも震源までの距離（深さ20km程度）が近い場合被害が大きくなることがある。

活断層の確実度とは、空中写真判読等から活断層の存在の確かさを分類したものであるが、活断層と特定するまでの暫定的な分類であり、将来において調査・研究が進むことにより、「活断層であるもの」「活断層でないもの」と2分類されるであろう。

ここでは次表のとおり、ⅠからⅢの3階級で分類する。

確実度の分類表

確実度 I	活断層のあることが確実なもの。断層の位置、変位の向きがともに明瞭であるもの。
確実度 II	活断層であると推定されるもの。断層の位置、変位の向きも推定できるが、確実度 I と決定できるまで至らないもの。
確実度 III	活断層の可能性があるが、変位の向きが不明確であったり、他の要因として、崖などが川や海の浸食により形成された可能性があり、確実度が劣るもの。

活断層の活動度とは、活断層における過去の活動程度を分類したもので、千年当たりの変位量（平均変化量）によって、変位量の大きい順により A 級から C 級までの 3 段階で分類され、断層活動による地震の規模は変位量が大きくなるほど、大地震となる発生の確率が高くなる。

例えば、1 万年に形成された地層が断層を境に 20m ずれていた場合、この平均変位速度は千年当たり 2 m となり、活動度は A 級となる。ここでは、次表のとおり、A 級から C 級の 3 段階で分類する。

活動度の分類表

活動度 A 級	平均変位時速： 1 m 以上 10 m 未満 / 千年
活動度 B 級	平均変位時速： 0.1 m 以上 1 m 未満 / 千年
活動度 C 級	平均変位時速： 0.01 m 以上 0.1 m 未満 / 千年

秋田県の活断層は、約 43 の活断層があるといわれており、これらの活断層の活動性については、未だ多くが解明されていない。

このうち、秋田県南の活断層の確実度及び活動度は次のとおりである。

秋田県南の主な活断層一覧

地域名	断層名	確実度	活動度	長さ km
鳥海山	八塩山断層	III	不明	10.0
	鳥田目断層	III	不明	31.0
	大竹西方断層	II	A～B	5.0
横手盆地東縁	駒ヶ岳西麓断層群	I・II	B	11.0
	白岩六郷断層群	I・II・III	A～B	28.0
	金沢断層	I	B	9.0
	杉沢断層	I	不明	3.0
	大森山断層	II	不明	24.0

(新編「日本の活断層」平成 20 年) より

7 気象

本市は、東方に奥羽山脈、西方に出羽丘陵が縦走しているために東日本内陸型気候に属し、県内でも豪雪地に属する積雪寒冷地帯となっている。気温は、冬季においては秋田市等日本海沿岸地域と比較すると低く、また夏は比較的高温多湿である。(秋田地方気象台観測の平年値)

以下に示す値は、平成 20 年から平成 24 年までの平均値である。秋田地方気象台発表資料を基にした気象状況では、年の平均気温が 11.0 度、月平均気温が最も高い月は 8

月の24.8度、最も低い月は1月のマイナス2.1度である。

日照時間の年合計は1,473時間で、月の合計が最も多いのは8月の187.3時間で、最も少ないのは1月の39.9時間となっている。

降水量の年合計は1,809.5ミリであり、1年を通して最も降水量の多い月は11月の220.0ミリ、最も少ない月は4月の95.0ミリである。

風速の年平均は1.6メートル/秒で、月平均風速の強い月は4月の2.1メートル、12月の2.0メートルで、弱い月は8月の1.1メートル、7月の1.2メートル、9月の1.メートルとなっている。

降雪について、大仙市建設部観測によると、年間累計降雪量の平均は505cm、年間最大積雪深は平均110cmに達する。

このような気象状況のため3月下旬から4月中旬にかけては、融雪と降雨による洪水や、7月、8月には梅雨前線の影響による集中豪雨、9月、10月には台風による大雨や強風等で農作物、道路、建造物等に大きな被害を受けることがある。また、4月、5月は乾燥期で火災の発生しやすい時期でもある。

また、12月から3月にかけては積雪期であり、市民生活や経済に大きな影響を与えており、特に、豪雪時には空き家や農業施設の倒壊などの雪害のほかに、屋根の雪下ろし時に転落などの人身事故も発生している。

8 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、継続して減少傾向にあり、平成22年国勢調査において88,299人となっている。年齢構成で見ると、65歳以上の人口が25.8%と高く少子高齢化が急速に進行している。また、人口の減少傾向とは逆に、世帯数は着実に増加しているため、1世帯あたりの構成人員は減少傾向が続いており、独居高齢者のような単身世帯や核家族化が進行している。

(2) 産業構造

産業別就業人口の構造比は平成17年国勢調査では、第1次産業16.0%、第2次産業728.5%、第3次産業55.5%となっており、経済のサービス化の流れが進み、第1次産業の減少と第2、第3次産業の増加傾向がみられる。

(3) 土地利用の状況

本市の土地の現況は、866.67平方キロメートルという広大な面積のうち、山林・原野が約1/3、農用地が約1/4と市域の多くを占めており、自然豊かな農業地域である。

平成22年の土地利用の現況は、農用地212.07平方キロメートル（24.5%）、宅地25.09平方キロメートル（2.9%）、山林原野309.79平方キロメートル（35.8%）、その他319.72平方キロメートル（36.8%）となっている。

9 過去の災害発生状況

(1) 震災

本市の地震による被害は直下型地震によるものが顕著である。日本海側沿岸海域を震源とする地震や太平洋側海域を震源とする地震では被害は少ない。

過去に発生した地震で本市周辺に大被害を及ぼした地震は、次のとおりである。

陸羽地震	1896年（明治29年）8月31日17時06分 M7.2 震源地 六郷。 死者205名 負傷者736名 住家等全壊4,738棟
強首地震	1914年（大正3年）3月15日 4時58分 M7.1 震源地 大沢郷。 死者94名 負傷者324名 住家等全壊640戸
東北地方太平洋沖地震 （東日本大震災）	2011年、3月11日、14時46分、M9.0 震源地 牡鹿半島沖東南東約130㎞付近、観測史上日本最大の地震、特に三陸地方を襲った大津波の被害は甚大であったが大仙市内の被害は極少であった。

（２）水害

水害は、本市で過去に何度も発生している災害の一つであり、過去において、雄物川水系、玉川水系の支流河川の氾濫による農作物の冠浸水をはじめ、住家等の床上、床下浸水や、道路、橋梁等の流失及び損壊、道路冠水による孤立状態、急傾斜地の土砂災害が発生している。現在は、河川改修、護岸工事、急傾斜地の地すべり対策工事が進んでいるものの、河川の築堤が未完成な部分もあり、雄物川、玉川の堤防決壊は本市最大の災害を招くので、警戒しなければならない。また、本流雄物川の水位上昇は、支流の河川に大きく影響し、中でも市街地を貫流する丸子川、福部内川、西仙北地域の土買川、心像川などの増水時には、逆流防止の水門を閉鎖するため、都市下水路、農業用排水路等の滞溜水による内水氾濫で住家等の床上、床下浸水が発生している。

近年、市街地化の進展と短時間の集中的な降雨により、道路側溝の溢水等による内水氾濫により局地的浸水被害という従来とは異なった形の水害が多発するようになっている。

既往の主な災害と被害状況は別表のとおりである。

（３）雪害

本市は１年間のうち約４カ月間は雪の中での生活を強いられる豪雪地帯であり、交通機能の低下、通信施設の障害、空き家の倒壊危険、独居老人などの孤立、農業用施設の倒壊、果樹の枝折れ、春期の融雪被害等が今後も発生する危険性はある。

既往の主な被害状況は、別表のとおりである。

（４）風害

毎年春期には急速に発達した低気圧の影響による突発的な強風や竜巻の発生で秋期には台風の接近による影響が数度あり、特に停電やビニールハウスなどの農業施設、農作物の被害が甚大である。今後も台風等により農作物の倒伏、果樹の落果、建築物への被害、飛散物による人的被害が予想される。

既往の主な被害状況は、次のとおりである。

過去の主な水害・雪害・風害等の記録

発生年月日	種別	原因	被害状況
昭和22年 7月24日	水害	集中豪雨	県南部雄平仙を襲った集中豪雨は、雄物川水系60年来の大洪水となり、家屋浸水・道路の決壊、橋流出など甚大なる被害をもたらした。(TP 26.06m) (TP=Tokyo Peil)
昭和40年 7月15日	水害	集中豪雨	14～15日と2日に渡る県南部仙北郡の豪雨により、河川が大氾濫。大曲市仙北村に災害救助法が発令された。床下浸水520世帯以上、田畑・道路に大きな被害。
昭和47年 7月 7日	水害	集中豪雨	7～9日と3日間に渡る豪雨により、雄物川・玉川水系が氾濫し仙北郡北部に被害が集中した。床上浸水577戸、流失家屋3戸、堤防決壊6箇所等、被害額3億2,900万円。
昭和49年 1月－	雪害	豪雪	48年末からの大雪で、特に1月下旬からの寒波襲来で明治以来の豪雪となり、自衛隊派遣がなされ、平地では積雪3mに達し住家の倒壊など甚大な被害となった。
昭和54年 8月 5日	水害	集中豪雨	5日、6日と降った豪雨のため、中小河川が増水氾濫、道路決壊、橋梁流出、田畑の冠水など被害がでた。
昭和59年 1月－	雪害	豪雪	58年末からの積雪で平野部で1.44mに達し被害続出。
昭和62年 8月17日	水害	集中豪雨	17日18日と県内全域が豪雨に見舞われ、雄物川玉川水系が氾濫し、家屋の床下床上浸水787棟に及んだ。TP8.07m
平成元年 5月15日	風害	突風	15時40分頃竜巻状の突風が吹き荒れ、建物の全半壊 公共施設・農業施設に被害がでた。
平成3年 9月28日	風害	台風	午前4時30分頃から8時にかけて秋田沖を通過した台風19号の南南西の強風（瞬間最大51.4m）により、建物全半壊506棟、倒木被害や農林産を含め損害額48億円に及んだ。
平成9年 9月 2日	水害	集中豪雨	2日3日と降り続いた豪雨により、大曲・中仙地区を中心として、床上浸水28棟床下219棟、道路損壊10箇所。
平成18年 1月－	雪害	豪雪	12月から降り続いた雪は降り止まず、平野部で1.75mに達し、死者4名傷者37名、建物損壊14棟に達し、除雪出動回数延355回、道路への雪崩や農林産建造物に被害続出。

発生年月日	種別	原因	被害状況
平成21年 7月18日	水害	集中豪雨	18～19日、県南部を襲った集中豪雨は、西仙北、協和地域で洪水となり、水田冠水・道路の決壊など甚大なる被害をもたらした。
平成21年10月7日	風害	台風18号	8日午後6時頃、秋田県に接近し、県南地域は暴風圏内となり市内全域にわたり非住家損壊8棟、停電82世帯、ビニールハウスなど農業施設などに大きな被害がでた。
平成22年 4月14日	風害	突風	14日16時20分に暴風雪警報が発令され、最大瞬間風速約31mを観測し軽傷者1名、住家損壊7棟、非住家損壊16棟など大きな被害がでた。
平成22年 8月14日	水害	集中豪雨	14日午後から豪雨になり、中仙支所で最大雨量86mmを観測し大曲の福部内川が増水氾濫が予想され、福見町の流域一帯に避難勧告を発令、住家の床上浸水1戸、床下浸水21戸、田畑の冠水など被害がでた。
平成23年 1月～3月	雪害	豪雪	22年末からの積雪により大曲西根では平成に入ってから過去最高186cmに達し、雪下ろし事故死者5名、負傷者25名、住家の損壊などの被害が続出した。
平成23年 3月11日 午後2時46分	地震	東日本大震災	三陸沖を震源とする観測史上最高のM9.0の大地震が発生。その後大津波や原子力災害などで国を挙げての災害対応に追われた。大仙市内では大曲・仙北で震度5強、刈和野で震度5弱、その他の地域は震度4を記録し、直ちに「大仙市災害対策本部」を設置、3月22日に「被災地・被災者支援本部」に切替え様々な支援を継続した。
平成23年 6月23日	水害	集中豪雨	市全域で床上浸水115戸、床下浸水282戸、土砂災害9箇所水田冠水1,428haなど甚大なる被害がでた。また、神岡・中仙・南外地域の一部で避難勧告を発令した。

発生年月日	種別	原因	被害状況
平成24年 4月 3日	風害	低気圧	3日～4日にかけて急速に発達した低気圧の影響で、最大瞬間風速39mを観測、重傷者1名、軽傷者2名、建物全壊半壊など1,805棟、倒木1,975本、停電のピーク時(4日午前10時頃)は11,311戸に及んだ。農産物の被害も含め被害総額が約1億円に及んだ。
平成27年 7月25日	水害	集中豪雨	北日本に停滞している前線の影響により、県内全域で大雨となり、太田真木で24時間雨量181mmを記録。中仙地域では斉内川が増水により堤防が決壊、清水地区34世帯120名に避難勧告を発令。市内全域で住家半壊1棟、床下浸水13棟の被害が発生した。
平成29年 7月22日	水害	集中豪雨	停滞した梅雨前線の影響により大雨となり、協和峰吉川で観測史上最多となる24時間雨量363mmを観測。延べ21箇所15,335世帯41,090人に避難勧告、避難指示を発令、54箇所に避難所を開設し1,926人が避難。市内全域で住家の全壊3棟、半壊34棟、床上浸水265棟、床下浸水550棟のほか、各地で土砂崩れや田畑の冠水等により甚大な被害を受け、被害額は56.7億円に及んだ。
平成29年 8月24日	水害	集中豪雨	日本海上の発達した低気圧からのびる前線により大雨となり、太田大台の観測所では24時間雨量211mmを観測、住家の床上浸水2棟、床下浸水26棟などの被害が発生した。
平成29年 9月 8日	地震	地震	神岡地域を震源とした地震により、神宮寺観測所で震度5強を記録し、住家6棟の一部損壊のほか、公共施設や事業所等でガラスや天井が破損する被害が発生した。
平成30年1月～3月	雪害	豪雪	平成29年11月に初雪を観測して以来、数日置きにまとまった雪が降っていた状況で、1月末から集中的に雪が降り続き2月20日に大曲西根で178cmの積雪深を記録。雪害により負傷者22名、住家全壊1棟、非住家全壊12棟などの被害が発生した。

(5) 火災

本市における人為的災害は、主として「火災」である。その要因は、木造家屋が多いこと、森林面積が大きいこと等からである。近年は、常備消防組織の体制強化及び消防施設の整備充実によって大火には至っていないが、木造家屋の密集と、石油化学製品の内装材としての使用、さらに、石油、ガス等の可燃性燃料の使用頻度が高くなっていることは、同時に大火の危険度も非常に高い。また、中小旅館、ホテル・中高層ビル等の火災の危険や冬期間における焼死者の発生危険もある。

平成26年から令和5年までの過去10年間の大仙市とその近隣の火災発生概況及び既往の主な火災の記録は、次のとおりである。

過去 10 年間の火災概況

資料＝大曲仙北広域（組）消防本部

	火災件数	死 者	損害額 千円	罹災世帯数
過去10年の平均	52.7	3.5	224,394	28.7

	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	H26
火災件数	42	54	59	43	63	46	47	57	54	62
種別										
建物	22	33	39	22	39	30	28	31	30	36
林野	3		1	1	2		2	4	7	6
車両	3	4	5	7	7	9	2	9	2	7
航空機										
その他	14	17	14	13	15	7	15	13	15	13
死者数	2	6	9	1	2	4	1	5	2	3
負傷者数	6	1	10	6	7	9	4	5	7	10
罹災世帯数	18	37	42	14	42	24	32	32	19	27
罹災人員	60	97	107	38	123	45	83	86	53	98
損害額千円	101,554	203,697	211,552	113,087	464,486	64,954	332,236	370,179	165,069	217,138
出動数										
署員	772	1,109	1,288	839	1,376	886	989	1,111	1,050	1,170
団員	446	885	903	602	1,254	750	983	1,073	958	1,295
放水数										
署 p	67	118	134	75	158	90	101	110	93	122
団 p	23	66	53	29	87	29	55	62	57	70

既往の主な火災の記録（大仙市とその近隣）

西暦	年号	記 録
1786	天明6年	5月26日 長野村大火で家屋等39棟焼失
1840	天保12年	7月22日 六郷で大火, 全町焼失
1874	明治33年	5月21日 角館町で大火262棟焼失
1902	明治35年	5月 5日 刈和野で大火246棟焼失
1946	昭和21年	5月17日 北檜岡で火災167棟焼失
1952	昭和27年	10月 2日 仙北医療組合病院 全焼 635坪
1952	昭和28年	5月19日 刈和野で火災, 住家87棟, 非住家50棟全焼
1957	昭和32年	5月10日 北檜岡で大火 317棟全焼
1957	昭和32年	12月18日 大曲駅前仙北協同農業倉庫 7 棟, 米45, 000俵焼失
1959	昭和34年	2月12日 大曲市内デパートと住宅 6 棟全半焼
1961	昭和36年	2月12日 大曲市内デパートと住宅7棟全半焼
1961	昭和36年	7月24日 大曲土屋館歯科医院と住家 5 棟全半焼死傷者4名
1966	昭和41年	8月21日 協和村荒川水沢で火災, 住家等40棟全半焼
1968	昭和43年	12月20日 長野小学校全焼
1974	昭和49年	6月 7日 大曲印刷工場全焼、 2 棟(1, 305㎡) 焼失
1976	昭和51年	12月 1日 南外村の医院全焼、死者 4 名 傷者 2 名
1985	昭和60年	11月16日 大曲農業高校太田分校1990㎡全焼
1989	平成元年	5月19日 大曲市丸の内料理店火災、住家等 5 棟全半焼
2001	平成13年	1月22日 大曲市通町で店舗併用住家等 5 棟全焼